

議案第 110 号

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の燕市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の燕市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。